

流山市第4次男女共同参画プラン 概要

1 基本理念

男女とも多様な生き方を尊重し、その個性と
能力を十分に発揮できる流山をめざして

男性も女性も、様々な立場の人の生き方や多様性が尊重され、性別や性別に基づく役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

2 プラン策定の趣旨

流山市では、平成14年に「流山市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な啓発活動に取り組んでいます。近年は、子育て世代、高齢者人口が増加するとともに、家族形態やライフスタイルの変化が進み、男女共同参画は新たな段階に至っています。平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立するなど、新しい取組に対応するため、第3次男女共同参画プランの流れを汲んだ新しいプランを策定しました。

3 プランの位置づけ

第4次男女共同参画プランは、本市における男女共同参画施策推進の基本となるプランです。男女共同参画社会基本法を踏まえ、国及び県の男女共同参画に係る計画を勘案し、流山市総合計画との整合性を図りました。基本目標や基本的課題の性質に応じたSDGs¹との関連を体系図に示しています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づくDV防止基本計画として位置付けるとともに、女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置付けています。

4 プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

¹ SDGs … 2015年に国連で採択された2030年までの国際目標で課題に対応した17の持続可能な開発目標が設けられている。

5 プラン体系図



6 施策の方向と事業内容

基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

性別に捉われず、互いの性や人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画の意識づくりに向けて、学校教育の場における人権教育、また、人権尊重意識や社会的性別の見直しなどの意識啓発に取り組みます。

基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

女性の活躍を推進するためには、男性中心型の労働慣行を見直し、労働の場、家庭や地域社会における男女共同参画の意識・環境づくりが求められています。また、政策・方針決定過程における女性の参画を促進するとともに、多様な働き方を支援するための環境整備が重要な課題です。男女共同参画に向けた意識づくりや、ライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組を行います。

基本目標Ⅲ 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

DVや虐待などのあらゆる暴力を許さない意識啓発や、被害者支援のための相談窓口の充実などに取り組みます。また、さまざまな困難を抱える方に対する支援体制の整備、防災分野における男女共同参画の推進など、生涯にわたり誰もが健康で安心して暮らせる社会づくりのための取組を行います。

基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

男女共同参画推進本部により全庁的な取組を推進するとともに、毎年度プランの指標達成状況と事業評価を行うことにより、着実に進行管理を行います。